

岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

個人番号カードとして機能する特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付開始に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

印鑑登録証明書の交付を受ける際に、登録証の提示を要しない方法として、従前の方法に加え個人番号カードと一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用する方法を加える（岩見沢市印鑑条例第 14 条の 2 第 1 項、岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例第 14 条の 2 第 1 項第 2 号関係）。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第18号

岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

(岩見沢市印鑑条例の一部改正)

第1条 岩見沢市印鑑条例(昭和51年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「個人番号カードをいう。以下同じ。）」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

(岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例(令和5年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項の改正規定中「個人番号カード又は公的個人認証法」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は公的個人認証法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。